

4月から 「子ども・子育て支援金制度」 が始まります

子ども・子育て支援金制度とは？

全世代や企業の皆様から支援金を拠出していただき、それによる子育て世代に対する給付の拡大を通じて、こどもや子育て世代を社会全体で応援する仕組みです。

子ども・子育て支援金が充てられる事業

- 児童手当の拡充
- 妊婦のための支援給付
- 出生後休業支援給付・育児時短就業給付
- 育児期間中の国民年金保険料免除
- こども誰でも通園制度など



詳しくは、こども家庭庁ホームページをご確認ください。



「子ども・子育て支援金」は健康保険料(税)から徴収されます

子ども・子育て支援金は、4月から皆さんがそれぞれ加入されている健康保険料(税)とあわせて徴収されることとなります。

市から案内する健康保険料(税)

国民健康保険税

税額の通知は、6月に郵送でお送りします。

※税率等も改正されるので、詳しくは「広報こうか6月号」でお知らせします。

問 税務課 市民税係 ☎ 69-2128 ☎ 63-4574



後期高齢者医療保険料

保険料の通知は、7月に郵送でお送りします。

● 令和8年度の保険料率(年額)

| 区分 | 改定前保険料 (医療分のみ) | 改定後保険料 | 内訳 | |
|------|-------------------|---------|---------|-------------|
| | | | 医療分 | 子ども・子育て支援金分 |
| 所得割率 | 9.56% | 10.38% | 10.13% | 0.25% |
| 均等割額 | 48,604円 | 56,720円 | 55,380円 | 1,340円 |

令和8年度
新設

| 年間保険料 ※1 | 医療分 | | 子ども・子育て支援金分 | |
|-------------|----------------------------------|---------------------|---------------------------------|--------------------|
| | 【所得割額】※2 (総所得金額等-43万円)×10.13% | 【均等割額】※3 55,380円 | 【所得割額】※2 (総所得金額等-43万円)×0.25% | 【均等割額】※3 1,340円 |
| | | | | |

※1 年間保険料上限額は、医療分85万円、子ども子育て支援金分2万1,000円です。

※2 総所得金額等とは、前年中の公的年金所得、給与所得、事業所得、山林所得、その他所得、分離所得の合計です。

※3 均等割額は世帯の所得に応じた軽減制度等があります。

問 保険年金課 後期高齢・福祉医療係 ☎ 69-2142 ☎ 63-4618



「若者・子育て世代に選ばれるまち」の実現に向けて

～市役所の組織・機構を改編～



甲賀市長
岩永 裕貴

甲賀市では、市制施行から20年という節目にあたり、「次の20年」を見据えたまちづくりの指針として、「第2次甲賀市総合計画 第3期基本計画」を策定いたしました。

本計画の実現に向け、次代を担う若者や子育て世代に選ばれるまちづくりをより一層推進していくためには、本市の強みを更に伸ばす攻めの姿勢と、次世代に確かなバトンをつなぐための守りの姿勢を併せ持つことが重要です。

こうした考えのもと、攻めと守りのバランスを両立しながら、効率的で柔軟な組織体制を整え、更なる市民サービスの向上を図るため、次のとおり組織・機構を見直しました。

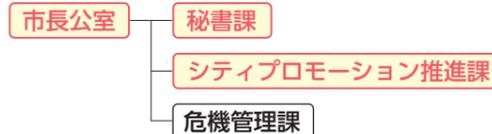
[組織改編の主な内容]

詳細はこちら



市長公室の新設

市政運営の迅速な意思決定の実現と、戦略的なシティプロモーションを進めるため、総合政策部から分離し、市長公室を新設します。



総合政策部

政策推進課を廃止し、 企画調整課を新設

複雑・多様化する行政課題に対応するため、庁内の調整機能の強化を図ります。

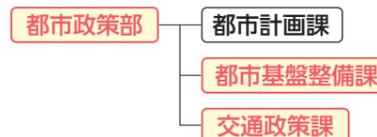
総合政策部

総務部のマネジメント推進室を 配置換えし、行政改革課に変更

全庁的な行政改革を進めるため、庁内の連携体制の強化を図ります。

都市政策部の新設

人口減少対策に向けた都市計画施策をより推進するため、建設部から分離し、都市政策部を新設します。



子ども政策部

子育て政策課を分離し、 子育て支援課を新設

子育て支援関係の窓口を一階フロアに配置し、子育て世代の利便性向上を図ります。

産業経済部

商工労政課の女性活躍推進室を、 働き方応援室として業務を拡充

男女共同参画の推進はもとより、市内企業や事業所における人材確保も含めた支援の強化を図ります。

組織・機構の改編に伴い、このほかにも課や係等の名称・電話番号が変更となります。詳しくは13～16ページの「市役所の業務」をご覧ください。

問 人事課 人事係 ☎ 69-2122 ☎ 63-4086